

藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスコートの指定管理者の指定について

藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスコートの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市民グラウンド  
藤枝市民テニスコート  
指定管理者 藤枝市下青島 2 1 1 番地の 1 SANKOビル 4 階  
株式会社協栄 静岡支店  
支店長 岩崎 香  
指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで